

安全福利厚生対策事業実施要領

（趣 旨）

第1条 小規模林業事業者に対する人材確保対策を講じることで、林業を支える裾野の担い手となる就業者を確保するため、一般財団法人長野県林業労働財団（以下「財団」という。）業務細則に基づいて行なう助成事業は、この要領により実施する。

（事業の内容）

第2条 財団は、林業事業体が、林業就業者に貸与等する保護衣、衛生装備、緊急通信用装置等を対象に、導入した経費の2分の1以内の額を助成する。ただし、林業事業体における助成金の上限額は、事業体に所属する林業就業者数（事業主を含む）一人当たり1万円を乗じた額とする。

2 財団は、林業事業体が林業就業者等を対象に実施する、退職金共済制度に加入した経費、蜂アレルギー検査受診経費、エピネフリン注射器購入経費及び振動病特殊健診受診経費の3分の1以内の額を助成する。

（助成対象経費）

第3条 第2条第1項に規定する助成対象となる装備・装置は次のとおりとする。

防護衣、保護帽、防音保護具、防振（耐切創、防蜂）手袋、空調服、安全靴、無線機、衛星携帯電話、ハーネス、熱中症等の予防対策、仮設トイレ等の衛生設備、その他財団が認めるもの

ただし、保護衣は「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日付け基発1207第3号厚生労働省労働基準局長通知）に規定する安全性能を有するものとする。（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

なお、前年度中に当該助成金を活用して導入した物品の購入は対象外とする。（熱中症・熊、蜂等の予防対策、仮設トイレ等の衛生設備に必要な物品は除く。）

2 第2条第2項に規定する以下の項目については、それぞれ経費の上限を定める。

- | | |
|-----------------|---------------|
| (1) 退職金共済制度掛金 | 75,200円／人 |
| (2) 蜂アレルギー検査受診 | 3,500円／人（税抜） |
| (3) エピネフリン注射器購入 | 15,000円／人（税抜） |
| (4) 振動病特殊検診受診 | 6,300円／人（税抜） |

（要件）

第4条 林業事業体要件は、以下の(1)～(3)のいずれにも該当しない、かつ、(4)の要件を満たす林業事業体とする。

- (1) 意欲と能力のある林業経営者
- (2) 育成経営体
- (3) 認定事業主
- (4) 助成金の交付申請及び実績報告に必要な労働関係帳簿（従業員名簿等）を整備

し、保管していること。

2 助成金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する林業事業体とする。

(1) 第2条第1項及び第2項を、いずれも実施している者

(2) 年間31日以上就労することが見込まれる林業就業者を対象としている者

(3) 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは助成対象としない。

① 当該年度中に第2条に規定する助成金の交付を受けている林業事業体

② 当該事業の対象経費に対して他の補助金又は交付金等の交付を受けている林業事業体

③ 当該年度中の「緑の雇用」担い手確保支援事業（令和5年3月30日付け4林政経第872号林野庁長官通知）の対象者

（助成対象期間）

第5条 助成の対象期間は、4月1日から2月28日までとする。（支払いが終了すること。）

ただし、退職金共済制度掛金助成にあつては、4月1日から12月31日までとする。

（事業の実施）

第6条 財団理事長（以下「理事長」という。）は、様式第11-1号により事業体へ事業の実施を明らかにする。

（計画承認申請）

第7条 事業を実施しようとする事業体は、計画承認申請書（様式第11-2号）を理事長に提出するものとする。

（計画承認）

第8条 理事長は、第7条による計画承認申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、計画が適当であると認めたときは、計画の承認（様式第11-3号）を行う。

2 理事長は、第1項の計画承認をする場合、助成金の目的達成のために必要があるときは、条件を付することができる。

（助成金交付申請）

第9条 計画の承認を受けた事業体（以下「事業実施主体」という。）は、事業が完了したときは、速やかに助成金交付申請書（様式第11-4号）を理事長に提出するものとする。

（助成金の交付決定及び額の確定）

第10条 理事長は、助成金交付申請書の内容を審査し、予算の範囲内において助成金の交付決定と額の確定（様式第 11- 5 号）を行うものとする。

（助成金交付請求書）

第11条 事業実施主体は、理事長から助成金の交付決定及び額の確定の通知があったときは、速やかに助成金交付請求書（様式第 11- 6 号）を提出するものとする。

（提出期限）

第12条 事業実施主体が理事長に提出する様式の提出期限は、前条までによる通知文によるものとする。

（添付書類）

第13条 事業実施主体が理事長に提出する申請書等の添付書類は、別表 1 に掲げるものとする。

（助成対象経費の控除）

第14条 当該事業の助成対象経費について、他の団体（国等）から助成等を受けた場合は、速やかに理事長へ報告するものとする。

2 その場合、他の団体（国等）の助成額を控除した額に対し、助成基準内で助成するものとする。

（証拠書類の保存）

第15条 事業実施主体は、助成事業に関する証拠書類等を実施した翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（委 任）

第16条 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この実施要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この実施要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(別表1) 申請等の添付書類

区 分	計画承認申請書	助成金交付申請書
備品の購入	・「事業所別被保険者台帳」の写しまたは、賃金台帳の写し ・備品導入事業明細表（付表1） ・備品の見積書	・備品の納品書、請求書、領収書、写真 ・備品導入事業明細表（付表1）
林業退職金共済	・雇用保険被保険者証の写し、「事業所別被保険者台帳」の写しまたは、賃金台帳の写し（注1） ・退職金共済掛金明細（林退共）（付表2） ・林退共手帳の写し（注2）	・退職金共済掛金明細（林退共）（付表2） ・林退共手帳の写し（注3・4）
中小企業退職金共済 特定退職金共済	・雇用保険被保険者証の写し、「事業所別被保険者台帳」の写しまたは、賃金台帳の写し（注1） ・退職金共済掛金明細（中退共・特退共）（付表3）	・退職金共済掛金明細（中退共・特退共）（付表3） ・助成対象期間内の支払が確認できる書類の写し（掛金等の振替結果のお知らせ、金融機関の当座勘定照合表、通帳、領収書等）
蜂アレルギー検査	・雇用保険被保険者証の写し、「事業所別被保険者台帳」の写しまたは、賃金台帳の写し（注1） ・蜂アレルギー検査経費明細（付表4）	・蜂アレルギー検査経費明細（付表4） ・助成対象就業者名が記載された医療機関の領収書の写し
エピネフリン注射器購入	・雇用保険被保険者証の写し、「事業所別被保険者台帳」の写しまたは、賃金台帳の写し（注1） ・エピネフリン注射器購入経費明細（付表5）	・エピネフリン注射器購入経費明細（付表5） ・助成対象就業者名が記載された調剤薬局等の領収書の写し
振動病特殊健康診断	・雇用保険被保険者証の写し、「事業所別被保険者台帳」の写しまたは、賃金台帳の写し（注1） ・振動病特殊健康診断受診経費明細（付表6）	・振動病特殊健康診断受診経費明細（付表6） ・助成対象就業者が受診したと確認できる書類の写し（受診者名簿等） ・医療機関の領収書等の写し

注1 重複する関係書類は1通による。

注2 林退共の手帳は事業対象の初日分（4/1以降最初）若しくは3月の最終日分として貼付した証紙にその日付を記入した頁と10日分証紙の頁と手帳の表紙の写し。

注3 林退共の手帳は事業対象の最終日分（12/31以前）として貼付した証紙にその日付を記入した頁と10日分証紙の貼付の頁（貼付のない場合は不要）と手帳の表紙の写し。

林退共の手帳を更新した場合は、更新前の手帳の最終日分として貼付した証紙にその日付を記入した頁と表紙の写しを添付。

注 4 10 日分証紙を使用した場合、その証紙の事業対象として適用した期間の初日と最終日の日付を記入。